

事業者の皆様へ

令和2年7月豪雨災害により被災した産業廃棄物処理業者に係る許可有効期間延長措置について

(特別管理) 産業廃棄物処理業の許可の更新を受けようとする者は、従前の許可の満了日まで必要書類を揃え、各県事務所等において更新許可の申請を行う必要があります。

令和2年7月豪雨による災害に関し、令和2年7月17日付けで環境省から事務連絡「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条の規定による行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置の適用について」が発出され、(特別管理) 産業廃棄物処理業許可等のうち、特定非常災害発生日(令和2年7月3日)以降にその有効期間が満了するものであって、災害救助法が適用された同法2条に規定する災害発生市町村の区域(以下「特定被災区域」といいます。)内において(特別管理) 産業廃棄物処理業を行う者について、当該許可等に係る有効期間の満了日を令和2年12月28日まで延長することとなりました。

については、当該延長措置の取扱いについては下記のとおりとしますので、御留意ください。

記

(1) 対象となる事業者

令和2年7月3日から同年12月27日までの間に有効期間が満了する(特別管理) 産業廃棄物処理業者であって、特定被災区域内(※1)において当該許可に係る業を行う者(※2)

※1 特定被災区域：9県49市36町13村(令和2年7月29日時点)

該当する市町村一覧は「令和2年7月3日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用について【第11報】」(内閣府(防災担当))を確認願います。

※2 特定被災区域の市町村に事業所又は岐阜県内の特定被災区域の市町村に処理施設がある事業者を想定していますが、それ以外の事由により救済措置の対象となり得る場合には所管の県事務所等にご相談ください。

(2) 許可有効期間延長措置

上記(1)に該当する事業者は、現在ある許可の有効期限が一律に令和2年12月28日となりますが、本措置は特定非常災害の被害者を救済するための措置であることを踏まえ、下記(3)のいずれかの方法により更新申請を行ってください。

(3) 手続きの方法について

有効期間内における更新申請の可否により次のとおり手続きをおこなってください。

ア 許可有効期間内に更新申請が可能である者

延長措置を受けることなく、更新申請を行う。

イ 許可有効期間内に更新申請ができない者

延長措置を受けることとして、必要書類に別添の申出書を追加添付して、令和2年12月28日までに更新申請を行ってください。

申出書の提出を受けた県事務所等は、延長措置を適用して、令和7年12月28日（優良認定の場合は令和9年12月28日）を許可有効期限とする許可証の発行を行います。